

令和2年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【川北区】

No.	意見・要望要旨	担当課	回答
1	<p>桜沢の上流部の葦尾根地区の山中に、残土埋め立て（60万㎡）による巨大な農場計画があります。</p> <p>業者による安全性の根拠についても、京都大学防災研究所の釜井教授から「資料の使用法が間違っていて危険です」と指摘されるなど、計画そのものに不安があります。</p> <p>これが崩落した場合、桜沢の流域が飲み込まれると予想されます。</p> <p>住民の生命・財産に危険性があるこの計画には絶対に反対をせざるを得ません。</p> <p>町長をはじめ町当局でも、ご協力とご指導をお願いします。</p>	<p>都市施設課</p> <p>環境課</p>	<p>当該農場計画に関する相模原市の環境影響評価の手続きの中で、同市に対し、適正な指導について要請をするとともに、相模原市長へ直接、川北地区にお住まいの方々のご心配の声をお伝えし、適切な指導をお願いしました。</p> <p>今後も、引き続き同市に対して、事業者への十分な指導を要請してまいります。</p>
2	<p>中津川河川敷は草木が生い茂り、住民が水に親しむようなことができません。また、水の流れがよどんで不潔であるし、野生動物のすみかになったり、悪臭や蚊が発生したり、マムシが確認されたりと、困っています。</p> <p>草木の伐採など、河原の整備をしてください。</p>	<p>道路課</p>	<p>草木の伐採などの河床整備を、河川管理者である神奈川県（厚木土木事務所）に要望いたします。</p>

No.	意見・要望要旨	担当課	回答
3	<p>川北児童館については、水害・土砂災害が想定される場合には緊急避難所を開設できません。</p> <p>半原小学校体育館は収容人数が限られているため、次のような点を検討してください。</p> <p>①区内に、対応可能な避難所の確保</p> <p>②県立あいかわ公園の建物の、避難所としての使用</p> <p>③愛川ふれあいの村の体育館の耐震補強工事の早期実施</p>	危機管理室	<p>現在、川北区内では、災害時の危険から一時的に身を守る「緊急避難場所」として、県立あいかわ公園パークセンターと川北児童館を指定しています。このうち川北児童館は、土砂災害・洪水の警戒区域内に立地しているため、ご指摘のように、災害の種類によっては避難場所として使用することができません。</p> <p>こうした状況から、①「区内に、対応可能な避難所の確保」についてではありますが、川北区内で新たに避難場所を確保することは、既存の広場や建物に限りがあるために難しいところではありますが、風水害時には、近隣にある県立愛川ふれあいの村の体育館などを臨時避難場所として使用できるようになりましたことから、今後、周知に努めてまいります。</p> <p>次に②「県立あいかわ公園の建物の、避難所としての使用」についてではありますが、県立あいかわ公園パークセンターは、指定避難場所として使用できますが、施設の利用時間外は施設管理者が不在となり施錠されておりますことから、今後、速やかな開放に向けて、県と調整をしてまいりたいと考えております。</p> <p>③「愛川ふれあいの村の体育館の耐震補強工事の早期実施」につきましては、引き続き、県へ要望をいたします。</p>